

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部まちづくり推進課 No.008

処 分 名	測量又は調査のための土地の立入り等の認可
処 分 の 概 要	他人の土地に立ち入って測量、調査を行う必要があつて障害となる植物等を伐採する場合、市町村長の許可を受ければ伐採することができます。伐採したあとは、所有者、占有者に通知しなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 72 条第 6 項
審 査 基 準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	7 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

■土地区画整理法

(測量及び調査のための土地の立入り等)

第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者（その命じた者又は委任した者を含む。）は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。